

長野県
水道水質管理計画

平成5年11月

長野県

1. 策定の主旨

各種化学物質の利用の拡大に伴う水道水への影響の懸念などにより、水道水に対する一般の要望は多様化し、より質の高い水道水の供給が求められている。

このような状況のなかで、本県では、清浄な水道水が長期にわたり確保されるよう、今後、水源保全や適切な浄水処理を図っていくことと合わせて、水道原水と給水の安全確保に一層努めることとし、特に平成5年12月から適用される新たな水質基準に基づく検査と監視を体系的・組織的に行なっていくために、今後10年を展望して本計画を策定する。

2. 県内の事業概要

(1) 水質検査体制の現状

昭和55年に策定された「長野県水道整備基本構想」では、県内を9圏域に分け、圏域ごとに管理センターを設置し、管理水準の向上と高度化を図ることとしている。

現在の検査体制は自己検査が8事業、共同検査機関が2機関、指定検査機関が6機関である。水質検査の共同化については2圏域について整備されており、他7圏域では大部分の事業者が指定機関への委託により検査を行なっている状況である。

… 資料 1 参照

各圏域の事業概要（平成5年度末現在）

圏域名	市町村数	給水人口 (人)	年間給水量 (千 m^3)	検査機関数		
				自己検査機関	共同検査機関	指定検査機関
佐久	16	209,947	37,443		1	
上小・長野	26	743,519	100,654	4		2
諏訪	6	209,148	45,544	1		1
上伊那	10	184,581	25,594		1	
飯伊	18	161,498	18,413			1
木曾	11	41,578	6,944			1
松本	19	400,712	57,934	2		1
大北	7	63,329	11,680			1
北信	7	99,307	16,850			2
計	120	2,113,619	321,056	7	2	6

(注) 指定検査機関数は、各圏域について重複分を含む。

給水人口、給水量は、平成4年度末現在を示す。

(2) 水道事業の概要

現在、本県には1,020の水道があり、その多くは簡易水道等の小規模な水道である。

現在の水道数（平成4年度末現在）

圏域名	用水供給	上水道	簡易水道	専用水道	その他	計
佐久	1	7	72	4	29	113
上小・長野		14	93	3	104	214
諏訪		12	25		7	44
上伊那	1	9	59		22	91
飯伊		3	63	2	89	157
木曾		2	39		66	107
松本	1	12	36	4	47	100
大北		4	23	1	59	87
北信		6	48		53	107
計	3	69	458	14	476	1,020

3. 基本方針

水道事業者は、その責任において新水質基準を満たす水道水の供給のための検査を行ない、また、関係事業者及び関係機関と協力して原水水質の動向を把握することにより、今後の施設管理あるいは水源保全施策等を的確なものにしていく。

また、自己検査機能を持たない事業者及び小規模水道事業者が未だ多い本県の現状をふまえ、各圏域においては水質検査及び管理の共同化を計画期間内に達成するよう努めるものとする。

4. 水質検査

(1) 各機関の役割

- ・水道事業者は、主体的に検査を行なっていくこととし、独自あるいは共同による検査体制整備に努める。
- ・各圏域の主要な水道事業者は、圏域内の他事業者の円滑な検査の実施について配慮する。
- ・指定検査機関は、上記の体制を補完していく。
- ・県は、地域の状況から特に必要な場合に、事業者の求めに応じあるいは指導上の観点で検査を行う。

(2) 水質検査の体制整備

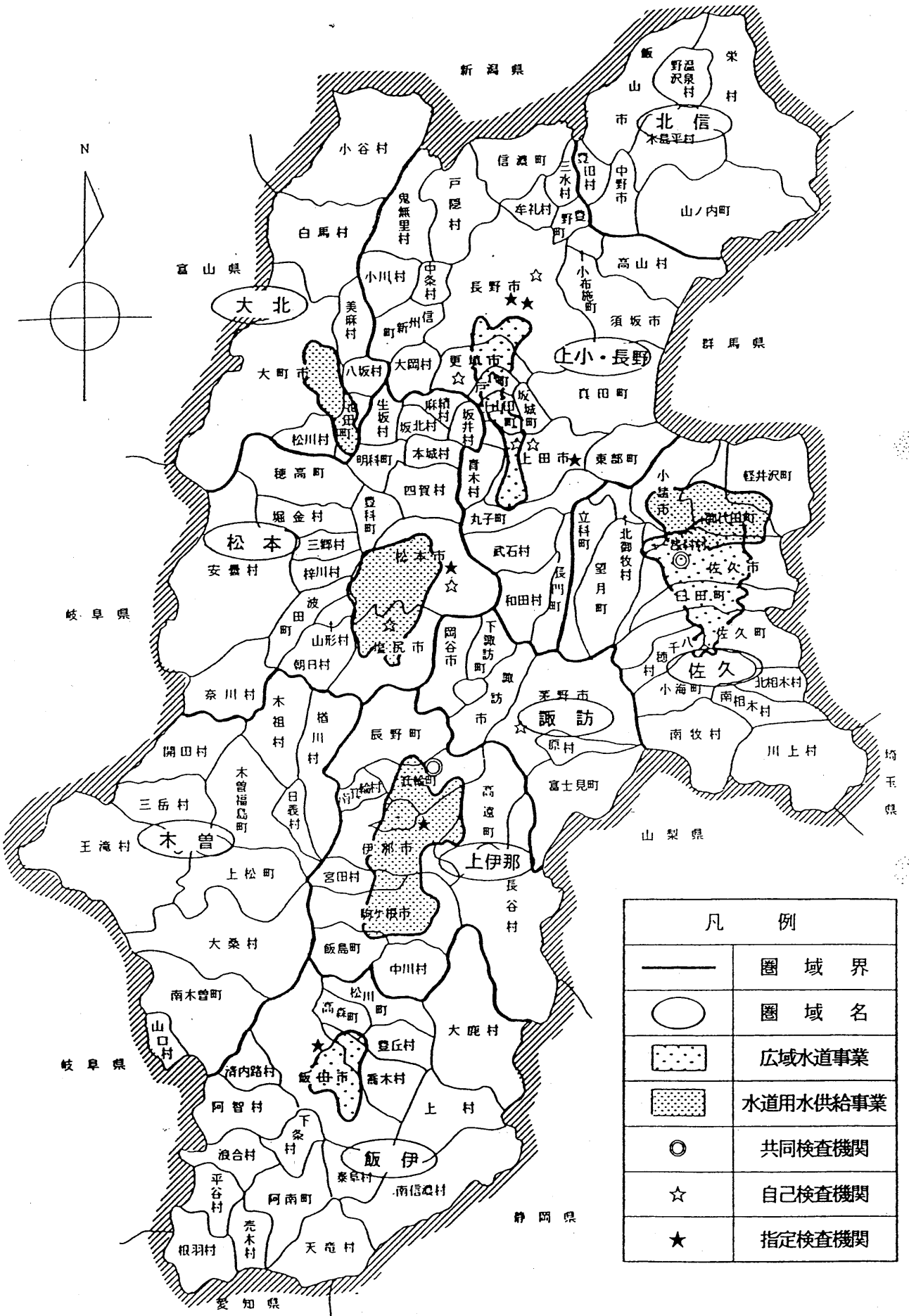
水道事業者、指定検査機関及び県は、早期に全項目の検査を厚生省令で定められた方法により検査できるよう、施設を整備する。

検査体制整備の進行は次表とする。

詳細… 資料 2、3 参照

圏域区分及び広域水道と検査機関の所在

(平成5年度末)



凡 例	
—	圏 域 界
○	圏 域 名
⋯	広域水道事業
▨	水道用水供給事業
◎	共同検査機関
☆	自己検査機関
★	指定検査機関

各圏域の検査体制整備計画表

(年度別計画は次表以降に示す)

圏域	事業者名	新基準	
		H5.12 新基準施行時点	H15.3 計画終了
佐久	全事業者	共同	→
上小・長野	長野市	自己(中核実施)	共同化 →
	更埴市 企業局 上田市	(中核実施)	
	他事業者	委託	
	諏訪市	委託	
諏訪	茅野市	自己	共同化促進 →
	他事業者	委託	
	飯伊	委託	
上伊那	全事業者	共同	→
木曾	全事業者	委託	共同化促進 →
松本	松本市	自己	共同化 →
	塩尻市 企業局 朝日村	(中核実施)	
	他事業者	委託	
	大北	全事業者	
北信	全事業者	委託	共同化促進 →

・中核実施とは、検査の受託実施と結果に基づく助言・提言を、圏域の主要な事業者が中心となり行なうことをいう。

1) 現在の検査内容 (平成5年12月時点)

圏域	水道事業者(市町村単位)	広域水道等	事業者名	機関別検査内容					
				自己検査	共同検査		委託検査 (指定機関、公共機関)		
				項目	項目	機関名	項目	機関名	
佐久	16	広2用1	全事業者		A, B, D-2	佐久圏域水道水質検査協議会			
上小・長野	23	広1	長野市	A, B, C, D					
			更埴市 企業局 上田市		A, B, C, D	中核実施			
			他事業者				A, B	(指定機関、公共機関)	
諏訪	6		諏訪市				A, B	(指定機関、公共機関)	
			茅野市	A, B					
			他事業者				A, B	(指定機関、公共機関)	
上伊那	10	用1	全事業者		A, B, C, D	上伊那圏域水道水質管理協議会			
飯伊	18		全事業者				A, B, C	(指定機関、公共機関)	
樽	11		全事業者				A, B	(指定機関、公共機関)	
松本	19	用1	松本市	A, B, D					
			塩尻市 企業局 朝日村		A, B, C	中核実施			
			他事業者				A, B	(指定機関、公共機関)	
大北	7	(用1)	全事業者				A, B	(指定機関、公共機関)	
北信	7		全事業者				A, B, D	(指定機関、公共機関)	
計	117	6	123	AB	1	30		82	
				ABC		2		1	
				ABD	1	3		1	
				ABCD	1	1			

(注) A: 全項目 B: 省略項目 C: 監視項目 (河川水)
D: 監視項目 (地下水)

2) 計画期間中盤における検査内容

圏 域	水道業者 (市町村単位)	広域 水道 等	事業者名		機 関 別 検 査 内 容				
					自己検査	共同検査		委託検査	
						項 目	項 目		機 関 名
佐久	15	広 2 用 1	全事業者			A, B, D-2	佐久圏域水道水質検査協議会		
上小・ 長野	23	広 1	全事業者			A, B, C-2, D-2	※共同検査		
諏 訪	6		諏訪市				}	A, B	
			茅野市		A, B			※共同化促進	
			他事業者						A, B
上伊那	10	用 1	全事業者			A, B, C, D	上伊那圏域水道水質管理協議会		
飯伊	18		全事業者				※共同化促進	A, B, C	
槽	11		全事業者				※共同化促進	A, B	
松本	19	用 1	全事業者			A, B, C, D	※共同検査		
丸	7	用 1	全事業者				※共同化促進	A, B	
北	7		全事業者				※共同化促進	A, B, D	
計	116	7	123	AB	1	65		47	
				ABC		2		1	
				ABD		4		1	
				ABCD		2			

(注) A : 全項目 B : 省略項目 C : 監視項目 (河川水)
D : 監視項目 (地下水)

検査施設の状況 (平成5年11月末現在)

区分	検査機関名	検査対象 事業者数	整備状況					備考
			A	B	C	D	E	
自己	上田市	1	○	○				
	諏訪市	1	○	○				
	茅野市	1	○	○				H6 C、D整備
	松本市	1	○	○	○	○		
	更埴市	1	○					
	長野市	1	○	○	○	○		
	企業局上田水道管理事務所	1	○	○	○	○		
	企業局松塩水道用水管理事務所	1	○	○	○	○		
	小計 8	8	8	7	4	4	0	
共同	佐久圏域水道水質検査協議会	19	○	○	○	○		※
	上伊那圏域水道水質管理協議会	11	○	○	○	○	○	※
	小計 2	30	2	2	2	2	1	
公共 機関	衛生公害研究所		○	○	○	○		
	上田保健所		○			○		
	諏訪保健所		○	○				
	岡谷保健所		○			○		
	伊那保健所		○					
	飯田保健所		○			○		
	松本保健所		○		○	○		
	長野保健所		○		○	○		
	中野保健所		○					
小計 9	0	9	2	3	6	0		
指定 機関	長野県薬剤師会	25	○	○	○	○		
	長野市薬剤師会	19	○	○	○	○		
	上田薬剤師会	7	○	○	○	○		
	上伊那薬剤師会	4	○	○	○	○		
	長野県食品衛生協会	1	○	○	○	○		
	中部公衆医学研究所	29	○	○	○	○	○	
	小計 6	85	6	6	6	6	1	
計	25	123	25	17	15	18	2	

- A : 毎日検査に必要な機器
- B : 吸光光度計、フレイムレス原子吸光光度計
- C : パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計
- D : 高速液体クロマトグラフ
- E : 誘導結合プラズマ発光分析装置

※構成団体

佐久圏域水道水質検査協議会

小諸市、佐久市、臼田町、佐久町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、八千穂村、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、北御牧村、佐久水道企業団、浅麓水道企業団、小諸市外1町2ヶ村御牧ヶ原水道組合、望月町外1村上水道企業団 (16市町村、3企業団、1組合)

上伊那圏域水道水質管理協議会

伊那市、駒ヶ根市、高遠町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、長谷村、宮田村、長野県上伊那広域水道用水企業団 (10市町村、1企業団)

5. 水質監視

(1) 各機関の役割他

- ・水道事業者は独自で、あるいは圏域や水系が同じ事業者と共同で原水水質の動向を監視していく。監視は、大規模水道事業者を中心に実施するものとし、県に測定結果を報告する。
- ・県は、上記の監視が水質汚濁防止法第16条の規定に基づく公共用水域と地下水の測定（以下、環境測定という。）と整合して効果的に行われるよう、指導と調整等を行なうとともに、測定結果を公表する。

(2) 監視地点及び監視項目について

- ・監視地点は、環境測定と重複しない河川水、地下水で大規模に取水している地点とし、監視項目は、平成4年12月21付衛水第264号厚生省水道環境部長通知による監視項目及び必要な指標とする。… 資料 4 参照
- ・水質監視は原水について行うが、消毒副生成物については、監視地点に係る浄水について水質監視を行う。
- ・計画策定後、新たに設置する水源（大量に取水するダム等）及び取水量を大幅に増加させる水源については、取水量及び設置場所により、監視の必要性について逐次検討する。

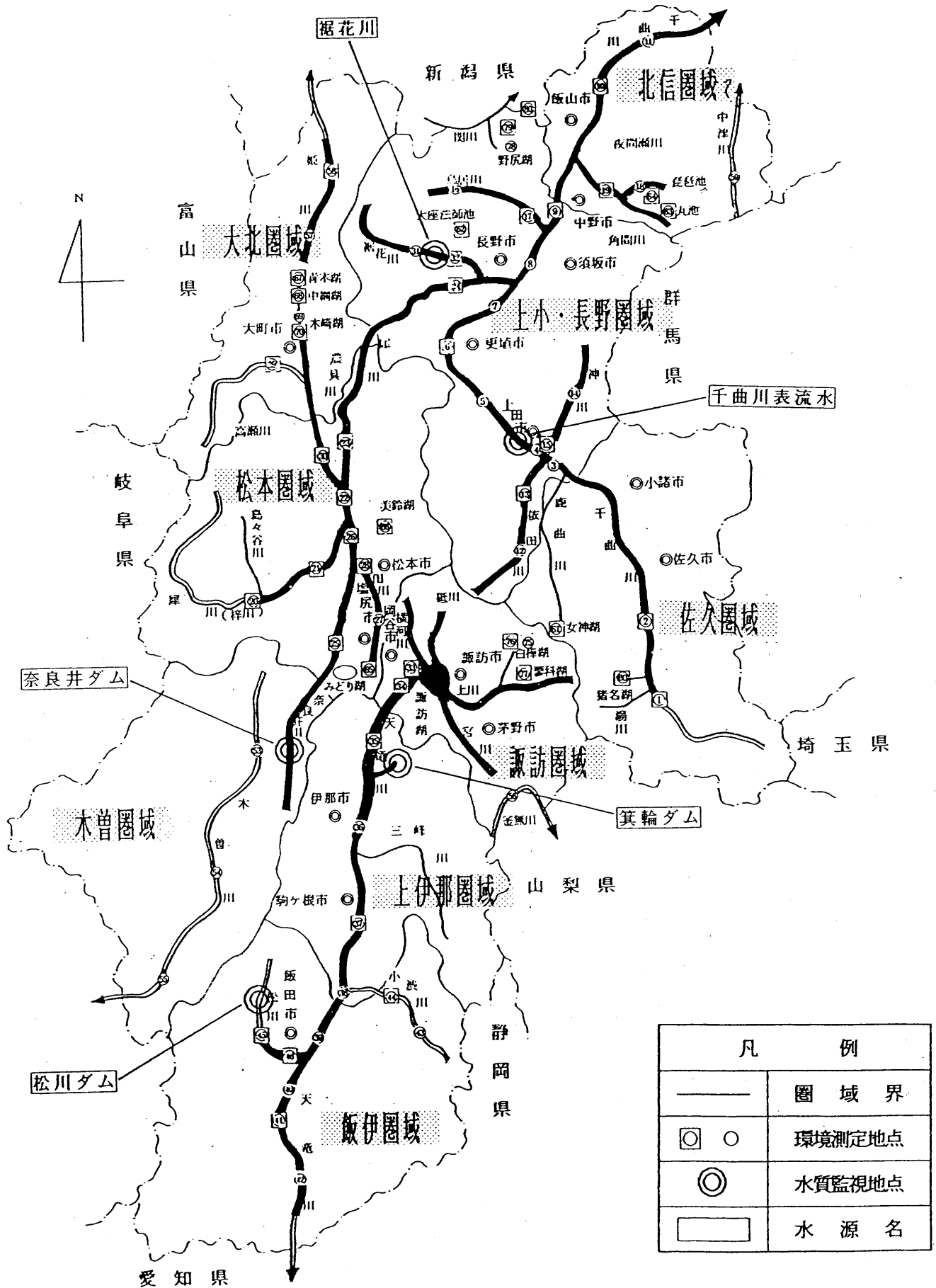
(3) 河川水に係る水質監視（表流水）

- ・各圏域1地点についての監視を基本とし、事業者の必要に応じ、より密に行う。
- ・上小・長野圏域については取水量より、千曲川、犀川の2水系を監視とする。
- ・佐久、諏訪、木曾、大北及び北信圏域については、取水量が少ないことにより今後の状況を見ながら監視地点を設定する。
- ・以上により、計画当初における河川水に係る水質監視地点及び実施主体は、次のとおりとする。

河川水に係る水質監視

圏域名	水源名	水源所在地	計測量(t/日)	事業者名	頻度	河川名	水系
上小 長野	裾花川	長野市大字入山字念仏寺沖 5,179	54,250	長野市	年1回	裾花川	犀川
	千曲川表流水	上田市大字小牧字坂下 971の4	72,000	企業局	〃	千曲川	千曲川
上伊那	箕輪ダム	箕輪町長岡新田	50,000	上伊那広域 水道用水企業団	〃	沢川	天竜川
飯伊	松川ダム	飯田市鼎切石 5,247-7	30,000	飯田市	〃	松川	天竜川
松本	奈良井ダム	槽川村桜沢	16,500	企業局	〃	奈良井川	犀川
計	5箇所		222,750 (平均44,600)			千曲川1 犀川2 天竜川2	

水質監視(河川水)地点図



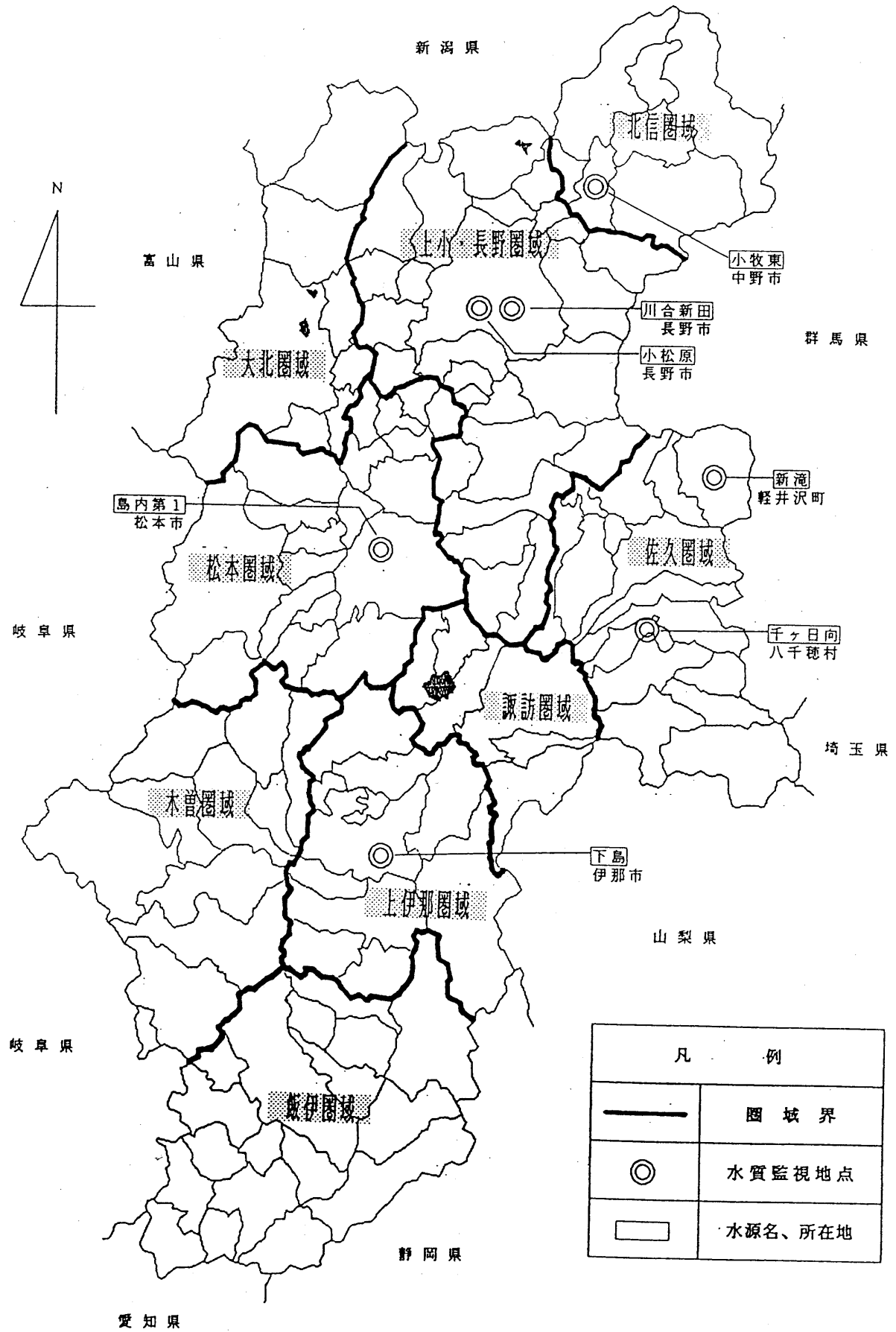
(4) 地下水に係る水質監視（浅井戸、深井戸、湧水、伏流水）

- ・各圏域1地点についての監視を基本とし、各事業者の必要に応じ、より密に行う。
- ・佐久及び上小・長野圏域については、取水量よりそれぞれ2地点について監視する。
- ・諏訪、飯伊、木曾、及び大北圏域については、取水量が少ないことにより今後の状況を見ながら監視地点を設定する。
- ・以上により、計画当初における地下水に係る水質監視地点及び実施主体は、次のとおりとする。

地下watersに係る水質監視

圏域名	水源名	水源所在地	計取水量(t/日)	事業者名	頻度	種別
佐久	千ヶ日向	八千穂村大字畑 1,190-2	6,500	佐久 水道企業団	年1回	浅井戸
	新 滝	軽井沢町大字長倉	8,600	浅麓 水道企業団	〃	湧水
上小	川合新田	長野市大字川台新田字古屋敷 2,981	15,000	長野市	〃	深井戸
長野	小松原	長野市小松原	3,200	企業局	〃	深井戸
上伊那	下 島	伊那市西春近 2,866	4,000	伊那市	〃	深井戸
松本	島内第1	松本市島内 3,890-1	24,300	松本市	〃	浅井戸
北信	小牧東	中野市大字壁田字落合 373-1	8,916	中野市	〃	伏流水
計	7箇所		70,516 (平均10,100)	浅井戸 2 湧水 1	深井戸 2 伏流水 1	

水質監視（地下水）地点図



凡 例	
—	圏 域 界
◎	水 質 監 視 地 点
□	水 源 名、所 在 地

6. その他の事項

(1) 連絡調整体制に対する基本方針

- ・県はこの計画の円滑な実施を図るため、主要水道事業者、共同水質検査機関及び指定検査機関が連絡調整を図る場を設ける。

(2) 検査担当者の技術向上に関する計画方針

- ・水道事業者等は水質検査担当職員の養成に努めるとともに、精度管理事業に積極的に参加していく。
- ・県は衛生公害研究所における研修等を通じ、水道事業者、指定検査機関等の検査能力の向上について支援する。

(3) 精度管理の実施に関する計画方針

- ・県は、各検査機関において的確な精度管理が行えるよう指導する。

(4) その他

- ・水質検査及び水質監視の結果に基づく対応の方針

水道事業者は、水質検査結果に即応した施設管理を行う。また、水質監視の結果に基づき、浄水確保のための施設整備や老朽管の更新を計画的に行うとともに、水源の保全策について、県水環境保全条例を始めとする関係制度の積極的な活用を図っていくものとし、先ず各事業者の代表的水源について保全地区指定を具体的に検討する。

県は、これらについて指導するとともに、県下の汚染対応事例等有用な情報の収集、提供に努める。

圏域別水質検査実施状況

(平成4年度・件)

圏域	区分	自己機関		保健所		公共団体		指定機関		計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
佐久	全項目	244	42.9%			152	38.4%	59	4.8%	455	20.0%
	省略項目	835	46.0%			700	37.5%	287	3.2%	1,822	14.2%
	その他	549	65.7%			380	80.7%	94	6.3%	1,023	36.5%
	計	1,628	50.5%			1,232	45.1%	440	3.7%	3,300	18.4%
上小長野	全項目	183	32.2%			9	2.3%	159	12.8%	351	15.4%
	省略項目	400	22.0%	93	80.9%	76	4.1%	1,873	20.7%	2,442	19.0%
	その他	239	28.6%					133	8.9%	372	13.3%
	計	822	25.5%	93	47.9%	85	3.1%	2,165	18.4%	3,165	17.7%
諏訪	全項目	122	21.4%	2	2.7%			171	13.8%	295	13.0%
	省略項目	494	27.2%	11	9.6%	296	15.9%	460	5.1%	1,261	9.8%
	その他			1	16.7%			199	13.4%	200	7.1%
	計	616	19.1%	14	7.2%	296	10.8%	830	7.1%	1,756	9.8%
上伊那	全項目	20	3.5%			235	59.3%	93	7.5%	348	15.3%
	省略項目	39	2.1%			793	42.5%	859	9.5%	1,691	13.2%
	その他					91	19.3%	43	2.9%	134	4.8%
	計	59	1.8%			1,119	41.0%	995	8.5%	2,173	12.1%
飯伊	全項目							265	21.4%	265	11.6%
	省略項目							2,024	22.4%	2,024	15.8%
	その他							471	31.7%	471	16.8%
	計							2,760	23.5%	2,760	15.4%
木曾	全項目							163	13.2%	163	7.2%
	省略項目							777	8.6%	777	6.1%
	その他							164	11.0%	164	5.9%
	計							1,104	9.4%	1,104	6.2%
松本	全項目			1	1.4%			197	15.9%	198	8.7%
	省略項目	48	2.6%	11	9.6%			1,147	12.7%	1,206	9.4%
	その他	48	5.7%					188	12.6%	236	8.4%
	計	96	3.0%	12	6.2%			1,532	13.0%	1,640	9.2%
大北	全項目							80	6.5%	80	3.5%
	省略項目							499	5.5%	499	3.9%
	その他							160	10.8%	160	5.7%
	計							739	6.3%	739	4.1%
北信	全項目			70	95.9%			51	4.1%	121	5.3%
	省略項目							1,105	12.2%	1,105	8.6%
	その他			5	83.3%			36	2.4%	41	1.5%
	計			75	38.7%			1,192	10.1%	1,267	7.1%
計	全項目	569	25.0%	73	3.2%	396	17.4%	1,238	54.4%	2,276	100.0%
	省略項目	1,816	14.2%	115	0.9%	1,865	14.5%	9,031	70.4%	12,827	100.0%
	その他	836	29.8%	6	0.2%	471	16.8%	1,488	53.1%	2,801	100.0%
	計	3,221	18.0%	194	1.1%	2,732	15.3%	11,757	65.7%	17,904	100.0%

・割合は、全県の件数に対するものである。

現在の検査体制 (平成5年度)

(1/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容				備考
		自己	共同	委託		
				名称	名称	
佐久	白田町		A, B, C, D	佐久圏域 水道水質 検査協議会		
	佐久町		A, B, C, D			
	小海町		A, B, C, D			
	川上村		A, B, C, D			
	南牧村		A, B, C, D			
	南相木村		A, B, C, D			
	北相木村		A, B, C, D			
	八千穂村		A, B, C, D			
	佐久企業団		A, B, C, D			広域水道
	小諸市		A, B, C, D			
	軽井沢町		A, B, C, D	佐久圏域 水道水質 検査協議会		
	望月町		A, B, C, D			
	御代田町		A, B, C, D			
	立科町		A, B, C, D			
	浅科村		A, B, C, D			
	北御牧村		A, B, C, D			
	御牧ヶ原		A, B, C, D			
	望月町外1		A, B, C, D			広域水道
	浅麓水道		A, B, C, D			
計	19		19			
上小 長野	上田市		A, B, C, D			企業局に委託
	丸子町				A, B, C, D	上田 薬剤師会
	長門町				A, B, C, D	
	東部町				A, B, C, D	
	真田町				A, B, C, D	
	武石村				A, B, C, D	
	和田村				A, B, C, D	
	青木村				A, B, C, D	
	更埴市		A, B, C, D			
	須坂市				A, B, C, D	長野市 薬剤師会
	小布施町				A, B, C, D	
	高山村				A, B, C, D	
	長野市	A, B, C, D				長野市 薬剤師会
	信州新町				A, B, C, D	
	豊野町				A, B, C, D	
	信濃町				A, B, C, D	
	牟礼村				A, B, C, D	
	三水村				A, B, C, D	
	戸隠村				A, B, C, D	
	鬼無里村				A, B, C, D	
	小川村				A, B, C, D	
中条村				A, B, C, D		
大岡村				A, B, C, D		
企業局		A, B, C, D			広域水道	
計	24	1	3	20		

現在の検査体制 (平成5年度)

(2/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容				備考
		自己	共同	委託		
				名称	名称	
諏訪	諏訪市				A, B, C, D	上伊那薬剤師
	茅野市	A, B, C, D				
	富士見町				A, B, C, D	上伊那
	原村				A, B, C, D	薬剤師会
	岡谷市				A, B, C, D	上伊那
	下諏訪町				A, B, C, D	薬剤師会
計	6	1			5	
上伊那	伊那市		A, B, C, D	上伊那圏域 水道水質 管理協議会		
	駒ヶ根市		A, B, C, D			
	高遠町		A, B, C, D			
	辰野町		A, B, C, D			
	箕輪町		A, B, C, D			
	飯島町		A, B, C, D			
	南箕輪村		A, B, C, D			
	中川村		A, B, C, D			
	長谷村		A, B, C, D			
	宮田村		A, B, C, D			
	上伊那広域		A, B, C, D			
計	11		11			
飯伊	飯田市				A, B, C, D	中部公衆 医学研究所
	松川町				A, B, C, D	
	高森町				A, B, C, D	
	阿南町				A, B, C, D	
	清内路村				A, B, C, D	
	阿智村				A, B, C, D	
	浪合村				A, B, C, D	
	平谷村				A, B, C, D	
	根羽村				A, B, C, D	
	下条村				A, B, C, D	
	売木村				A, B, C, D	
	天竜村				A, B, C, D	
	黍草村				A, B, C, D	
	喬木村				A, B, C, D	
	豊丘村				A, B, C, D	
	大鹿村				A, B, C, D	
	上村				A, B, C, D	
南信濃村				A, B, C, D		
計	18				18	
木曾	木曾福島町				A, B, C, D	中部公衆 医学研究所
	上松町				A, B, C, D	
	南木曾町				A, B, C, D	
	楢川村				A, B, C, D	
	木祖村				A, B, C, D	
	日義村				A, B, C, D	
	開田村				A, B, C, D	
	三岳村				A, B, C, D	
	王滝村				A, B, C, D	
	大桑村				A, B, C, D	
山口村				A, B, C, D		
計	11				11	

現在の検査体制 (平成5年度)

(3/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容				備考
		自己	共同	委託		
				名称	名称	
松本	松本市	A, B, C, D				
	塩尻市		A, B, C, D			長野県 薬剤師会
	明科町			A, B, C, D		
	波田町			A, B, C, D		
	四賀村			A, B, C, D		
	坂北村			A, B, C, D		
	麻績村			A, B, C, D		
	山形村			A, B, C, D		
	本城村			A, B, C, D		
	坂井村			A, B, C, D		
	生坂村			A, B, C, D		
	朝日村		A, B, C, D			
	企業局		A, B, C, D			
	豊科町			A, B, C, D		長野県 薬剤師会
	穂高町			A, B, C, D		
	奈川村			A, B, C, D		
	安曇村			A, B, C, D		
	梓川村			A, B, C, D		
三郷村			A, B, C, D			
堀金村			A, B, C, D			
計	20	1	3	16		
大北	大町市			A, B, C, D		長野県 薬剤師会
	池田町			A, B, C, D		
	松川村			A, B, C, D		
	八坂村			A, B, C, D		
	美麻村			A, B, C, D		
	白馬村			A, B, C, D		
	小谷村			A, B, C, D		
	高瀬広域					
計	7			7		
北信	中野市			A, B, C, D		長野市 薬剤師会
	山ノ内町			A, B, C, D		
	飯山市			A, B, C, D		
	豊田村			A, B, C, D		
	木島平村			A, B, C, D		長野市 薬剤師会
	野沢温泉村			A, B, C, D		
	栄村			A, B, C, D		
計	7			7		
計	123	3	36	84		

自己：水道事業者等が自ら水質検査を行うこと。

共同：複数の水道事業者等が共同で水質検査を行うこと。

委託：水道事業者等が、地方公共団体の検査機関等に水質検査を委託すること。

A：pH値、味、臭気、色度、濁度等

B：吸光光度計、フルムスー原子吸光光度計により測定する項目

C：一般有機化学物質等のパーティックル-ガスクロマトグラフ-質量分析計により測定する項目

D：農薬類等の高速液体クロマトグラフにより測定する項目

目標年次の検査体制 (平成14年度)

(1/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容			備考	
		自己	共同	名称		
						委託
佐久	臼田町		A, B, C, D	佐久圏域 水道水質 検査協議会		
	佐久町		A, B, C, D			
	小海町		A, B, C, D			
	川上村		A, B, C, D			
	南牧村		A, B, C, D			
	南相木村		A, B, C, D			
	北相木村		A, B, C, D			
	八千穂村		A, B, C, D			
	佐久企業団		A, B, C, D			広域水道
	小諸市		A, B, C, D			
	軽井沢町		A, B, C, D			
	望月町		A, B, C, D			
	御代田町		A, B, C, D			
	立科町		A, B, C, D			
	浅科村					
	北御牧村		A, B, C, D			
	御牧ヶ原		A, B, C, D			
	望月町外1		A, B, C, D			広域水道
	浅麓水道		A, B, C, D			
計	18		18			
上小 ・ 長野	上田市		A, B, C, D	名称 未定		
	丸子町		A, B, C, D			
	長門町		A, B, C, D			
	東部町		A, B, C, D			
	真田町		A, B, C, D			
	武石村		A, B, C, D			
	和田村		A, B, C, D			
	青木村		A, B, C, D			
	更埴市		A, B, C, D			
	須坂市		A, B, C, D			
	小布施町		A, B, C, D			
	高山村		A, B, C, D			
	長野市		A, B, C, D			
	信州新町		A, B, C, D			
	豊野町		A, B, C, D			
	信濃町		A, B, C, D			
	牟礼村		A, B, C, D			
	三水村		A, B, C, D			
	戸隠村		A, B, C, D			
	鬼無里村		A, B, C, D			
小川村		A, B, C, D				
中条村		A, B, C, D				
大岡村		A, B, C, D				
企業局		A, B, C, D		広域水道		
計	24		24			

目標年次の検査体制 (平成14年度)

(2/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容			備考
		自己	共同	委託	
諏訪	諏訪市				共同化を 促進する
	茅野市	A, B, C, D			
	富士見町			A, B, C, D	
	原村			A, B, C, D	
	岡谷市			A, B, C, D	
	下諏訪町			A, B, C, D	
計	6	1		5	
上伊那	伊那市		A, B, C, D	上伊那圏域 水道水質 管理協議会	
	駒ヶ根市		A, B, C, D		
	高遠町		A, B, C, D		
	辰野町		A, B, C, D		
	箕輪町		A, B, C, D		
	飯島町		A, B, C, D		
	南箕輪村		A, B, C, D		
	中川村		A, B, C, D		
	長谷村		A, B, C, D		
	宮田村		A, B, C, D		
上伊那広域		A, B, C, D			
計	11		11		
飯伊	飯田市			A, B, C, D	共同化を 促進する
	松川町			A, B, C, D	
	高森町			A, B, C, D	
	阿南町			A, B, C, D	
	清内路村			A, B, C, D	
	阿智村			A, B, C, D	
	浪合村			A, B, C, D	
	平谷村			A, B, C, D	
	根羽村			A, B, C, D	
	下条村			A, B, C, D	
	売木村			A, B, C, D	
	天竜村			A, B, C, D	
	泰阜村			A, B, C, D	
	喬木村			A, B, C, D	
	豊丘村			A, B, C, D	
	大鹿村			A, B, C, D	
上村			A, B, C, D		
南信濃村			A, B, C, D		
計	18			18	
木曾	木曾福島町			A, B, C, D	共同化を 促進する
	上松町			A, B, C, D	
	南木曾町			A, B, C, D	
	檜川村			A, B, C, D	
	木祖村			A, B, C, D	
	日義村			A, B, C, D	
	開田村			A, B, C, D	
	三岳村			A, B, C, D	
	王滝村			A, B, C, D	
	大桑村			A, B, C, D	
山口村			A, B, C, D		
計	11			11	

目標年次の検査体制 (平成14年度)

(3/3)

圏域名	市町村名 (事業者名)	検査内容			備考
		自己	共同	委託	
松本	松本市		A, B, C, D	名称 未定	
	塩尻市		A, B, C, D		
	明科町		A, B, C, D		
	波田町		A, B, C, D		
	四賀村		A, B, C, D		
	坂北村		A, B, C, D		
	麻績村		A, B, C, D		
	山形村		A, B, C, D		
	本城村		A, B, C, D		
	坂井村		A, B, C, D		
	生坂村		A, B, C, D		
	朝日村		A, B, C, D		
	企業局		A, B, C, D		
	豊科町		A, B, C, D		
	穂高町		A, B, C, D		
	奈川村		A, B, C, D		
	安曇村		A, B, C, D		
	梓川村		A, B, C, D		
	三郷村		A, B, C, D		
	堀金村		A, B, C, D		
計	20		20		
天北	大町市			A, B, C, D	共同化を 促進する
	池田町			A, B, C, D	
	松川村			A, B, C, D	
	八坂村			A, B, C, D	
	美麻村			A, B, C, D	
	白馬村			A, B, C, D	
	小谷村			A, B, C, D	
	高瀬広域			A, B, C, D	
計	8			8	
北信	中野市			A, B, C, D	共同化を 促進する
	山ノ内町			A, B, C, D	
	飯山市			A, B, C, D	
	豊田村			A, B, C, D	
	木島平村			A, B, C, D	
	野沢温泉村	A		B, C, D	
	栄村			A, B, C, D	
計	7			7	
計	123	1	73		49

- 自己：水道事業者等が自ら水質検査を行うこと。
 共同：複数の水道事業者等が共同で水質検査を行うこと。
 委託：水道事業者等が、地方公共団体の検査機関等に水質検査を委託する
 A：pH値、味、臭気、色度、濁度等
 B：吸光光度計、フル-UV-原子吸光光度計により測定する項目
 C：一般有機化学物質等の「バ-ジ-トランプ-ガスクロマトグラフ-質量分析計」により
 D：農薬類等の高速液体クロマトグラフにより測定する項目

各圏域別取水水量（平成4年度）

（計画1日最大、m³）

圏域	上水道		取水水量（上水・用水供給）内訳						取水水量		上水、用水供給、		上水	
	取水水量計	割合	河川水		地下水		地下水		（簡易水道）	取水水量計	割合	取水水量		割合
			取水水量	割合	井戸数	割合	取水水量	割合						
佐久	123,214	8.9%	8,200	1.2%	115,014	17.1%	44	14.4%	49,519	172,733	10.9%	172,733	10.9%	71.3%
上・長	506,664	36.8%	358,552	50.9%	148,112	22.0%	78	25.6%	37,432	544,096	34.3%	544,096	34.3%	93.1%
諏訪	186,738	13.6%	24,500	3.5%	162,238	24.1%	75	24.6%	13,751	200,489	12.6%	200,489	12.6%	93.1%
上伊那	113,207	8.2%	74,253	10.5%	38,954	5.8%	35	11.5%	8,886	122,093	7.7%	122,093	7.7%	92.7%
飯伊	58,005	4.2%	53,500	7.6%	4,505	0.7%	9	3.0%	30,383	88,388	5.6%	88,388	5.6%	65.6%
木曾	9,000	0.7%	6,000	0.9%	3,000	0.4%	0	0.0%	27,695	36,695	2.3%	36,695	2.3%	24.5%
松本	238,052	17.3%	122,402	17.4%	115,650	17.2%	34	11.1%	16,083	254,135	16.0%	254,135	16.0%	93.7%
大北	76,910	5.6%	35,300	5.0%	41,610	6.2%	13	4.3%	8,299	85,209	5.4%	85,209	5.4%	90.3%
北信	66,160	4.8%	22,140	3.1%	44,020	6.5%	17	5.6%	15,145	81,305	5.1%	81,305	5.1%	81.4%
計	1,377,950	100.0%	704,847	100.0%	673,103	100.0%	305	100.0%	207,193	1,585,143	100.0%	1,585,143	100.0%	86.9%

快適水質項目（13項目）

項目名	標準値	備考
1 マンガン	0.01mg/l以下	色
2 アルミニウム	0.2mg/l以下	
3 残留塩素	1mg/l程度	
4 2-メチルイソボルネオール	粉末活性炭処理 : 0.00002mg/l以下 粒状活性炭等恒久施設 : 0.00001mg/l以下	におい
5 ジエオスミン	粉末活性炭処理 : 0.00002mg/l以下 粒状活性炭等恒久施設 : 0.00001mg/l以下	
6 臭気強度 (TON)	3以下	
7 遊離炭酸	20mg/l以下	
8 有機物等 (マンガン、カリウム、鉄)	3mg/l以下	味
9 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l以上 100mg/l以下	濁り
10 蒸発残留物	30mg/l以上 200mg/l以下	
11 濁度	給水栓で1度以下 送配水施設入り口で0.1度以下	腐食
12 ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける	
13 PH値	7.5程度	

注) マンガン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、濁度及びPH値については、基準項目であるが、より質の高い水道水の目標とする値として別途設定した。

監視項目（26項目）

項目名	指針値	備考
1 トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
2 トルエン	0.6mg/l以下	
3 キシレン	0.4mg/l以下	一般有機 化学物質
4 p-ジクロロベンゼン	0.3mg/l以下	
5 1, 2-ジクロロプロパン	0.05mg/l以下	
6 フタル酸ジエチルヘキシル	0.05mg/l以下	
7 ニッケル	0.01mg/l以下	無機物質 ・重金属
8 アンチモン	0.002mg/l以下	
9 ほう素	0.2mg/l以下	
10 モリブデン	0.07mg/l以下	
11 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	消 毒 副生成物
12 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	
13 トリクロロ酢酸	0.3mg/l以下	
14 ジクロロアセトニトリル	0.08mg/l以下	
15 抱水クロラール	0.03mg/l以下	
16 イソキサチオン	0.008mg/l以下	
17 ダイアジノン	0.005mg/l以下	
18 フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/l以下	
19 イソプロチオラン	0.04mg/l以下	
20 クロタロニル (TPN)	0.04mg/l以下	農 薬
21 プロピザミド	0.008mg/l以下	
22 ジクロルボス (DDVP)	0.01mg/l以下	
23 フェノプロカルブ (BPMC)	0.02mg/l以下	
24 クロロニトロフェン (CNP)	0.005mg/l以下	
25 イプロベンホス (IBP)	0.008mg/l以下	
26 EPN	0.008mg/l以下	

策定に至る経過

- 平成4年12月21日 厚生省令第69号により基準改正、施行日5年12月1日
- 同日 厚生省水道環境部長から各県知事あて水道水質管理計画の策定について通知
- 平成5年 8月24日 主要水道事業者、指定検査機関、保健所、庁内関係課等で計画の骨格を協議
- 10月12日 衛生委員会にて基準改正及び今後の対応を説明
- 10月22日 厚生省と計画原案を協議
- 10月29日 主要水道事業者、指定検査機関、保健所、庁内関係課等で計画の最終案を協議
- 11月30日 計画を決定

長野県水道水質管理計画

担当課：長野県 衛生部 食品環境水道課
〒380 長野市大字南長野字幅下692の2
電話 (0262) 32-0111 (大代表)
